

農業者年金改正される

本年は大正九年五月生まれ

以降の人々が加入できます

保険料の改定

段階的に

年金額の引上げに伴って、保険料も引上げが必要となります。

農業者年金の制度ができて六年が加入しました。そして昨年の一月から経営移譲年金の支給が始まっておりました。こうした中で、法律の改正があり、本年一月から大巾に制度が改善され充実してまいりました。

経営移譲年金

- ①保険料納入期間が二十年以上ある人。(出稼ぎ等による短期被用者年金期間も含まれます。)
- ②六十五歳までに、自分の農業經營を後継ぎや他の農家に譲った時からもらえる年金です。(六十歳前に譲った時は、六十歳になつたときからもらえます)



以降の人々が加入できます

特定後継者に対する

保険料の軽減

農業後継者の育成確保を図るとの考え方から、一定の要件を満たす後継者については、申し出れば三十五歳に達する前月までの間の保険料が、三割程度安くされることがあります。

後継者への

移譲要件の改正

後継ぎに
対する経営

移譲の場合

自作地につ

いては、こ

れまでは所

有権を移転

(譲渡)し

なければ、

年金はもら

えませんで

しかし、

一人の後継

とになりました。
この特定後継者として申し出られるには、次の要件が必要です。
①三十五歳未満であること。
親も農業者年金に加入していること。
②親の経営規模が、五〇アール以上であること。
③親の年齢が、五〇歳未満であること。

保険証が変わりました
四月一日から国民健康保険証が変わりました。

これから医者にかかる人は、新しい保険証を使用しましょう。

篤志寄付

椎名 重良(橋場)
中学校へ視聴覚教育備品として

ビデオコーダー一式
(四十八万八千円相当)

藤城 吉雄(宮内)
児童福祉施設整備費として

一金二十万円
ありがとうございました。

農業委員会(有)二〇七一〇一

あります。

くわしくは、農業委員会又は、農協本支所におたずねください
農業委員会(有)二〇七一〇一

体育協会表彰される

社会体育優良団体として

昭和五十一年度千葉県体育功劳者顕彰式が、二月二十六日県教育庁で行なわれました。

当町体育協会は、「社会体育優良団体」として表彰されました。

これは、昭和四十三年四月設立

以来、スポーツを通じて、町民の健康、体力の増強を図り、明るい豊かな町づくりにと、地域の社会体育に力を注いできた実績が認められたものです。

現在、七団体(軟式野球、卓球、バレー、ボーリー、軟式庭球、剣道、陸上、クレー射撃)一、四〇〇余人の加入者で構成されております。

この度の受賞は、この成果の賜ものであつて、私もスポーツの振興のために努力いたす所存であります。

さらに、みんなの結果によつて盛り上げてゆくため、歩け歩け運動をはじめとして、老幼男女総員による体力向上のため頑張りましょう。と話していました。